

会津大学評価委員会規程

(2025年11月1日規程第18号)

(目的)

第1条 この規程は、会津大学学内運営組織等に関する規程第32条の規定に基づき、会津大学評価委員会（以下「評価委員会」という。）について必要な事項を定める。

(構成)

第2条 評価委員会は、次の各号に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

- (1) 研究科長
 - (2) 学部長
 - (3) 事務局次長（大学担当）
 - (4) 学生部副部長
 - (5) 部局長のうち学長が指名する者2名以内
- 2 前項第1号から第4号について兼務者がいる場合、委員会を構成する委員としてはそれぞれ1名とみなす。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は2年とする。ただし、前条第1項第1号から第4号に規定する委員については、当該職の任期とする。

- 2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第4条 評価委員会に委員長を置く。委員長は、研究科長をもって充てる。

(招集及び議長)

第5条 評価委員会は、委員長が招集し議長となる。

- 2 委員長に事故あるときは、あらかじめ学長が指名した委員が議長となる。

(定数)

第6条 評価委員会は、委員総数の3分の2以上の出席がなければ、開くことができない。

(審議事項)

第7条 評価委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学校教育法第109条第1項に定める自己点検及び評価（以下「自己点検・評価」という。）の実施に関する事項
- (2) 学校教育法第109条第2項に定める認証評価その他の第三者評価の受審の実務に関する事項
- (3) 福島県公立大学法人評価委員会が行う法人評価の受審の実務に関する事項
- (4) 自己点検・評価における評価基準及び評価方法等の策定に関する事項
- (5) 自己点検・評価及び第三者評価の結果の公表並びにこれに関連する事項
- (6) その他大学（大学院を含む）の自己点検・評価の実施に関する必要な事項

(委員以外の出席等)

第8条 委員長は、委員以外の教職員等を評価委員会に出席させ、説明を求め又は意見を述べさせることができる。

(小委員会)

第9条 評価委員会は、第7条に規定する審議事項について専門的な検討を行うため、必要に応じ小委員会を設置することができる。

- 2 小委員会は、委員長が指名する者をもって組織する。
- 3 小委員会は、必要に応じ委員長が招集する。
- 4 小委員会に小委員会委員長を置き、当該委員長については、評価委員会の委員長が指名する。
- 5 小委員会に関する必要な事項は、評価委員会が別に定める。

(各部門及びセンター等への要請)

第10条 評価委員会は、各部門及びセンター等の長に対して、第7条の各号に定める事項に関する対応を求めることができる。

(庶務)

第11条 評価委員会の庶務は、企画推進本部において処理する。

(その他)

第12条 この規程に定めるもののほか、評価委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この規程は、2025年11月1日から施行する。

2 第2条第1項第5号により2025年11月1日以降最初に選任される委員の任期の終期は、第3条第1項の規定にかかわらず2027年3月31日とする。